

省工ネ法が 変わります



1 省エネ法の改正について

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）は、一定規模以上（原油換算で1,500kl／年以上使用する）の事業者等が、エネルギーの使用状況等について定期的に報告し、省エネ取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

2050年カーボンニュートラル目標や2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けては、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要があります。また、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の

需要の最適化（デマンドレスポンス [DR]）を行うことが求められています。

このような背景から、令和5年4月に改正省エネ法が施行されました。既に令和5年度提出分については新しい様式に基づき中長期計画書を提出いただきましたが、**令和6年度提出分については、中長期計画書に加え、定期報告書についても、新しい様式で提出いただくこととなりますので、ご注意ください。**

2 改正の概要

1. エネルギーの使用の合理化

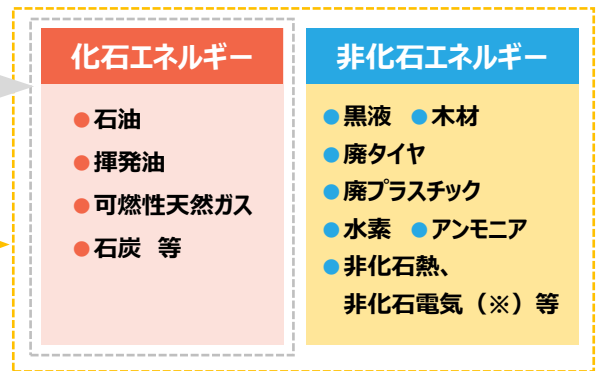
改正省エネ法では、非化石エネルギーを含むすべてのエネルギーの合理化が求められます。

これに伴い、非化石エネルギーが報告対象に加われました。

これまでの省エネ法の使用の合理化の範囲

改正省エネ法の使用の合理化の範囲

すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

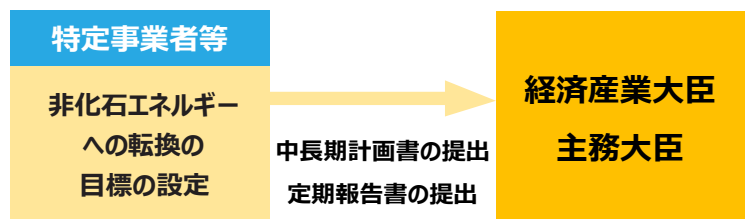


※太陽熱、太陽光発電電気など

2. 非化石エネルギーへの転換

特定事業者は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められます。また、新しい様式においては、使用電気全体に占める非化石電気に関する目標設定・取組状況の報告を行う必要があります。

加えて、国が目安を定める5業種（※）に該当する事業者は、目安に対する目標設定・取組状況の報告も必要です。



※鉄鋼業（高炉・電炉）、化学工業（石油化学・ソーダ工業）、セメント製造業、製紙業（洋紙製造業・板紙製造業）、自動車製造業

3. 電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げDR（再エネ余剰時等に電力需要を増加させる）」・「下げDR（電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させる）」の実績報告を行うことが求められます。

具体的には、「月別（1ヶ月単位）又は時間帯別（30分又は60分単位）の電気使用量」と「DRを実施した日数」の報告が求められます。



新たに「DRを実施した日数の報告」が必要になります。

3 中長期計画書・定期報告書の報告方法

国は、定期報告書・中長期計画書の作成と提出を一体的に行うことができる電子報告システム「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」を運用しています。現在、令和6年度報告に向けた改修を行っており、令和6年4月中旬頃より令和6年度報告が可能となります。

従来の定期報告書作成支援ツール（アプリ版、エクセル

版）は令和5年度をもって廃止しますので、**令和6年度以降は原則EEGSにて定期報告書を作成・提出**してください。

令和6年度の報告に先立ち、事前に事業者情報・事業所情報等の登録、編集等が可能ですので、余裕を持って報告いただくためにも、事前にEEGSにログインし、事業者情報・事業所情報等の登録、編集等をお願いします。

【EEGSの概要】



事業所のエネルギーのとりまとめ、報告書の作成・提出をワンストップで行うことができます。

4 省エネ法定期報告情報の開示制度

1. 制度の概要

近年、サステナビリティ投資やその関連情報の開示が進展していることも踏まえ、国は、省エネ法に基づく定期報告情報を、企業の同意に基づき開示する制度を創設しました。

「参考HP」の④に掲載される予定の宣言フォームから宣言を行った企業については、国が、当該企業の定期報告情報を元に開示シートを作成し、④で公表します。また、宣言を行った企業も一覧化して④で公表します。

2. スケジュール

令和6年度より、開示制度の本格運用を実施します。令和6年2月末頃から、特定事業者による、令和6年度報告（令和5年度実績）分に関する開示宣言を受け付ける予定です。

なお、令和5年度の試行運用の開示シートのサンプルを公開しておりますので、「参考HP」の④よりご覧ください。

省エネ法定期報告情報の開示制度の 主な開示項目

- 事業者の基本情報
- エネルギーの使用の合理化に関する情報
 - ・直近5年度のエネルギー消費原単位
 - ・ベンチマーク指標の達成状況
- 非化石エネルギーへの転換に関する情報
 - ・電気の非化石転換に関する目標・報告
 - ・目安設定業種における非化石転換に関する目標・報告
- 電気の需要の最適化に関する情報
- 温対法関連情報
- その他（取組概要等）

5 法改正を受けた中長期計画書・定期報告書の主な変更箇所

中長期計画書・定期報告書の主な変更箇所を紹介します。本パンフレットに掲載している変更箇所はあくまでも一部ですので、「参考HP」の②にて全体を確認のうえ、報告に向けた準備をお願いします。

【中長期計画書】

すべての特定事業者において、「使用電気全体に占める非化石電気の比率の2030年度目標」を設定いただく必要があります。**自社の現在の非化石割合を踏まえ、それを上回る目標値を設定してください。**

令和5年度の中長期計画書において既に設定いただいておりますが、令和6年度以降の中長期計画書においても現状を踏まえたより高い目標への更新を検討ください。

※目標年度はすべての事業者において「2030年度」としてください。

IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標

1-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	目標
		2030年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率		%

【定期報告書】

1. 非化石エネルギーに関する情報

非化石エネルギーを含むすべてのエネルギーを報告いただく必要があるため、特定第2表に項目が追加されています。エネルギーとして使用したものはすべて報告いただきますので、項目にないエネルギーについても「その他」の欄にて報告をお願いします。

特定第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度												
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量				
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ			
非化石燃料	その他バイオマス	t												
	RDF	t												
	RPF	t												
	廃タイヤ	t												
	廃プラスチック	t												
	廃油	kl												
	廃棄物ガス	千 m ³												
その他	()	GJ												
	()	GJ												

2.電気の需要の最適化に関する情報

電気の需要の最適化のため、様式第9の特定/認定/指定-第2表1-2において、月別か時間帯別かを選択し、その選択した区分に基づき電気使用量の内訳を報告いただく必要があります。また、同様式において、電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数も報告いただきます。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
		数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1
月別	4月	千 kWh					
	5月	千 kWh					
	6月	千 kWh					
	7月	千 kWh					
	8月	千 kWh					
	9月	千 kWh					
	10月	千 kWh					
	11月	千 kWh					
	12月	千 kWh					
	1月	千 kWh					
	2月	千 kWh					
	3月	千 kWh					
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh					
	需給が厳しい時間帯	千 kWh					
	その他の時間帯	千 kWh					
合計							

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
2 原油換算 k1 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

「月別」か「時間帯別」かを選択いただき、どちらか一方に電気使用量を記入してください。

DRを実施した回数を記入してください。設置する指定工場が複数ある場合は、最も多い事業所の日数を記載してください。
※指定工場の合算値ではない点にご注意ください。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数 **50日**

備考 1 1日に複数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

令和6年度の報告から必要となる情報

令和6年度から追加で必要となる情報は主に以下の通りです。報告書の作成に向け、前もって情報の整理をお願いします。詳細な内容については、「参考HP」の②、③を参照してください。

追加項目	必要となる情報
非化石エネルギーの使用量	非化石エネルギー（「②改正の概要」に掲げる水素、アンモニア等）の使用量
購入した熱・電気種別及び非化石割合に係る情報	供給事業者から熱・電気を調達した際のメニューやその使用量・非化石割合
非化石エネルギーの使用状況	使用したエネルギーに占める非化石エネルギーの割合 設定された定量指標の達成状況やそれらを算出する根拠となる情報
使用量算出に係る情報	非化石エネルギーの使用量算出に用いた証書等の番号
非化石エネルギーへの転換に関する事項	非化石エネルギーへの転換に向けて提出した中長期計画書の内容を踏まえ、目標実現に向けて実際に執った措置の実施状況と結果
電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳、措置の実施日数	月別又は時間帯別の電力の使用量 DRを実施した日数

参考HP

① 省エネポータルサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/



② 省エネ法の手引き（工場・荷主編）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html#4



③ 省エネ法定期報告書記入要領

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/



④ 省エネ法定期報告情報の開示制度

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/



⑤ 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>



省エネポータルサイト

検索

お問い合わせ先

省エネ法に関するご質問は
こちらにお問い合わせください。

● 定期報告書等に関するヘルプデスク

省エネ法ヘルプデスク（一般財団法人 省エネルギーセンター）

<https://www.eccj.or.jp/helpdesk/>

EEGSの操作方法に関するご質問は
こちらにお問い合わせください。

● EEGSに関するヘルプデスク

EEGSヘルプデスク

E-Mail g-eegs-support@sec.co.jp

電話番号 03-4446-6054

※いずれも令和6年3月31日までのお問い合わせ先となりますので、令和6年4月1日以降のお問い合わせ先は省エネポータルサイトにてご確認ください。